

仕事が原因のけがや病気

労災で

補償されます

「労災」という言葉を知っていますか。勤務中、通勤中、過労などで会社を休んだり病院にかかった時などの費用を、労災保険で通院費や月給を負担してくれる制度です。

労災は正社員、派遣社員、パート社員と誰でも保障されます

仕事が原因となってけがをしたり、病気になることがあります。これらは「労働災害」(労災)と呼ばれ、「労災保険」で補償されます。

普通の健康保険とどう違うのでしょうか？ お医者さんでかかる費用が保険でまかなわれ、安く済む、という点では健康保険と似ています。でも、労災保険の場合は、治療を無料で受けられる、けがなどで仕事を休んだらその分の賃金補償（給料の80%）を受けられる、体に障害が残った場合は一時金が出る、など、働く人に手厚いのです。また、労災の療養中に解雇することは法律で禁じられています。

労災保険は、職場で仕事をしている間にけがをした場合だけではなく、仕事による過労で自宅で心筋梗塞になった、通勤途中で車にはねられた、などの場合も補償を受けられます。ただし、補償を受けるためには、そのけがや病気の原因が仕事である、と地域の労働基準監督署に申請して認めてもらわなければなりません。

働いている人が仕事中にけがをした場合、会社は労働基準監督署で労災保険の申請手続をすることになっています。しかし、会社によっては労災があったことを隠して、手続をしないで放置するなど、悪質なケースもあり得ます。

会社が労災申請をやってくれない場合は、自分で労働基準監督署に申請することもできます。たとえすでに治療が終わって、自分で治療費を払ったような場合も、領収書を残してあれば、それを使って後から労災申請をすることもできます。また、労災保険はあらゆる労働者が対象になります。

正社員でないとダメ、ということではなく、派遣社員でもパート社員でも適用されます。保険料は、全額会社が負担することになっています。しかし、会社が労災の手続をしてくれないときに、外国籍の労働者が自分で労災申請をすることはかなりハードルが高いかもしれません。誰か日本の知り合いに同行してもらうよう頼めればよいのですが、誰もいないときはどうすればいいでしょうか。

地域にもありますが、外国人も入れる地域の労働組合があれば（東京には何カ所かあります）、入会して労働組合のスタッフに労災申請を頼む、ということもできます。

あるいは外国人支援を行っているNPOや市民団体に相談する、ということもできます。相談するときには、「いつ、どこで、どうしてけがをしたのか、病気になったのか」をメモにして、またすでに治療を受けている場合は医師の診断書などを持って行くとよいでしょう。

解説・行政書士 藤林 美穂

**大人の風しんワクチン
予防接種費用の一部を
助成します**

風しんの流行が収まりません。妊婦が風しんウィルスにかかると赤ちゃんに「障害」という大きな影響を与える可能性があります。市町では妊婦や赤ちゃんの健康のために、予防接種費用の一部を助成しています。

★対象 接種日現在富士見市、ふじみ野市、三芳町に住民登録のある方

●19～50歳未満で妊娠を予定または希望している女性

●妊娠している女性の夫または胎児の父で、19歳以上の方

(風しんになった方、風しんや麻しん風しん混合の予防接種を受けたことのある方は除く)

★期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日

★助成金額 3,000円(1回限り)

★申請方法 詳しくは各市町のホームページをご覧ください。書類の受け付けは次の通りです。

●富士見市一健康増進センター ●ふじみ野市一保健センター・大井総合支所地域福祉課

●三芳町一保健センター

★申請書類

①風しん予防接種費用助成金交付申請書（各市町申請先かホームページで）

②風しん予防接種を受けたことを証明する書類と領収書

③妊婦の夫は妊婦の母子健康手帳のコピー（保護者欄、分娩予定日） ④印鑑

幼稚園等就園奨励費の支給開始

各市町では、幼稚園児のいる家庭に対して、保育料等の一部を補助しています。幼稚園などから配布される調書に必要事項を記入し、幼稚園などに提出してください。

●市町内に住民登録のある方

●3～5歳及び平成25年度中に満3歳に達する就園児童のいる家庭

●平成24年度分の所得申告が済んでいる世帯

★問合せ 各市町の子育て支援課

「富士見ガーデンビーチ」7／13オープン

夏と言えばプールです。今年も「富士見ガーデンビーチ」が7月13日（土）にオープンいたします。利用できる期間は、9月1日（日）までの午前9時～午後5時までです。

ただし7月16日（火）から19日（金）、の午後1時までは、市内の保育園のみなさんが専用利用のため使えませんので注意してください。

●入場料金

一般・・500円 中学生・・300円
小学生・・100円



●6カ国版の生活ガドを掲載しています

法テラスで「無料法律相談」



法テラス埼玉では、外国籍の方を対象に、弁護士による無料法律相談を行っています。毎月第2、第4水曜日の13時から16時20分までの間に相談を行っています。

離婚問題、未払賃金の問題など、法律家による相談を希望される方は、電話でご予約の上、お越しください。なお、法律相談を受けるためには、収入が一定額以下であるなどの要件を満たす必要があります。

●場所：法テラス埼玉（浦和駅徒歩15分）

●お問い合わせ：050-3383-5375